

新旧対照表

新	旧
海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて	海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて
蔵関第 801 号 平 11.10. 7	蔵関第 801 号 平 11.10. 7
改正　蔵関第 235 号 平 12. 3. 31	改正　蔵関第 235 号 平 12. 3. 31
改正　蔵関第 452 号 平 12. 6. 6	改正　蔵関第 452 号 平 12. 6. 6
改正　蔵関第 741 号 平 12. 9. 11	改正　蔵関第 741 号 平 12. 9. 11
改正　財閥第 191 号 平 13. 3. 21	改正　財閥第 191 号 平 13. 3. 21
改正　財閥第 255 号 平 13. 3. 28	改正　財閥第 255 号 平 13. 3. 28
改正　財閥第 265 号 平 13. 3. 31	改正　財閥第 265 号 平 13. 3. 31
改正　財閥第 782 号 平 13. 9. 25	改正　財閥第 782 号 平 13. 9. 25
改正　財閥第 346 号 平 15. 3. 31	改正　財閥第 346 号 平 15. 3. 31
改正　財閥第 597 号 平 15. 6. 10	改正　財閥第 597 号 平 15. 6. 10
改正　財閥第 120 号 平 16. 2. 10	
標記のことについては、下記のとおり定めたので、平成 11 年 10 月 12 日から、これにより実施されたい。	標記のことについては、下記のとおり定めたので、平成 11 年 10 月 12 日から、これにより実施されたい。
この場合において、この通達に定めのないものについては、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）その他関税関係通達の定めるところによる。また、海上貨物通関情報処理システム（以下「海上システム」という。）の具体的な取扱いについては、別途、海上運送貨物電算関係税関関連業務事務取扱要領を事務連絡により定めることとしたので、これによることとされたい。	この場合において、この通達に定めのないものについては、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）その他関税関係通達の定めるところによる。また、海上貨物通関情報処理システム（以下「海上システム」という。）の具体的な取扱いについては、別途、海上運送貨物電算関係税関関連業務事務取扱要領を事務連絡により定めることとしたので、これによることとされたい。
なお、この通達の実施に伴い、「海上運送貨物に係る電算関係税関関連業務の取扱いについて」（平成 3 年 9 月 30 日付蔵関第 821 号）は、廃止する。	なお、この通達の実施に伴い、「海上運送貨物に係る電算関係税関関連業務の取扱いについて」（平成 3 年 9 月 30 日付蔵関第 821 号）は、廃止する。

新旧対照表

新 記	旧 記
第4章 輸出通関関係	第4章 輸出通関関係
第1節 輸出申告 (省略)	第1節 輸出申告 (同左)
第2節 輸出許可後の訂正 (省略)	第2節 輸出許可後の訂正 (同左)
第3節 コンテナー扱い申出	第3節 コンテナー扱い申出
(コンテナー扱い申出事項の登録)	(コンテナー扱い申出事項の登録)
3 - 1 コンテナー扱い申出を行う者(以下この節において「申出者」という。)が海上システムを使用して、コンテナー扱い申出を行う場合は、当該申出に先立ち、 <u>輸出者名、コンテナ本数、品名等必要事項を海上システムへ入力させ、コンテナー扱い申出事項の登録を行わせるものとする。</u>	3 - 1 コンテナー扱い申出を行う者(以下この節において「申出者」という。)が海上システムを使用して、コンテナー扱い申出を行う場合は、当該申出に先立ち、 <u>この章第1節1-1(輸出申告事項の登録)</u> の規定により輸出申告事項登録業務を行い、 <u>必要な事項を入力させるものとする。</u>
<u>(コンテナー扱い申出)</u>	<u>(コンテナー扱い申出)</u>
3 - 2 申出者が海上システムを使用してコンテナー扱い申出を行う場合は、前項の規定により登録したコンテナー扱い申出事項について、申出者に出力される応答画面の内容を確認して再送信することにより、又は事前に行われたコンテナー扱い申出事項登録を利用して、これにコンテナー扱い申出番号を入力し送信することにより、 <u>行わせるものとする。</u>	3 - 2 申出者が海上システムを使用してコンテナー扱い申出を行う場合は、前項の規定により登録した情報を利用して、これに輸出申告番号を入力し、送信することにより行わせるものとする。
<u>(審査区分選定及び関係情報の配信)</u>	<u>(審査区分選定及び関係情報の配信)</u>
3 - 3 海上システムにおいては、前項の規定によりコンテナー扱い申出が行われた場合には、当該コンテナー扱い申出について、審査区分の選定等の処理を行い、当該申出に對しコンテナー扱いが適用されたときは「コンテナー扱い申出適用通知情報」が、不適用となったときは「コンテナー扱い申出不適用通知情報」が、申出者に配信される。	3 - 3 海上システムにおいては、前項の規定によりコンテナー扱い申出が行われ、当該申出が確認されたときは、申出者に「コンテナー扱い確認情報」が配信される。
なお、コンテナー扱いが不適用となった場合には、コンテナー扱い申出を行った税關官署の通關担当部門に「コンテナー扱い申出不適用情報」が配信される。	なお、この場合、コンテナー扱い確認情報を通じて予備的な輸出申告の審査区分が通知される。
<u>(取引関係書類の提出又は提示)</u>	<u>(コンテナー扱い申出時の添付書類等の提出)</u>
3 - 4 コンテナー扱い申出が海上システムにより受理され、審査区分が書類審査扱いとな	3 - 4 コンテナー扱い申出が海上システムによる処理により確認され、審査区分が書類審

新旧対照表

新	旧
<p>ったときは、申出者に「コンテナ扱い申出控情報」が配信される。また、この場合には、通関担当部門は、当該コンテナ扱い申出について審査を行うに際し必要と認めるときは、当該申出に係る取引関係書類を提出又は提示させるものとする。</p> <p><u>(コンテナ扱いの訂正)</u></p> <p>3 - 5 コンテナ扱いを申し出た後、当該コンテナ扱いが適用又は不適用となるまでの間にコンテナ扱い申出に係る内容を訂正する場合は、あらかじめ申出者から通関担当部門に対し訂正についての申し出を行わせた後、次により取り扱うものとする。ただし、輸出者コード、輸出者名及び申出官署コード等は訂正できないので、これらの事項を訂正する場合には、コンテナ扱い申出を中止の上、再度申出をさせなければならない。</p> <p>(1) 海上システムによりコンテナ扱い申出時の内容を呼び出して、訂正を必要とする事項について上書き入力することによりコンテナ扱い申出変更事項の登録を行わせ、その内容を確認の上、コンテナ扱い申出変更の登録を行わせるものとする。</p> <p>(2) 上記(1)によりコンテナ扱い申出内容の変更が海上システムによる処理の結果、受理されたときは、申出者に訂正後の情報に基づく「コンテナ扱い申出変更控情報」が配信される。</p> <p>(3) 上記(2)の場合に、通関担当部門は、変更後のコンテナ扱い申出内容の審査を行うものとするが、審査に際し必要と認めるときは、当該コンテナ扱い申出に係る取引関係書類を提出又は提示させるものとする。</p> <p><u>(審査終了の登録)</u></p> <p>3 - 6 通関担当部門は、<u>コンテナ扱い申出</u>の審査区分が書類審査扱いとなったものについて、審査が終了した場合には、審査が終了したことを再確認した後、審査終了の登録を行うものとする。</p>	<p>査扱い(区分2)又は検査扱い(区分3)となった「コンテナ扱い確認情報」が申出者に配信されたときは、予備的な輸出申告として、当該配信された情報のコンテナ扱い申出に係る添付書類等に輸出申告番号等を付記して、コンテナ扱い申出の日から3日以内(期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、同日の翌日までとする。)に、申出を行った税関官署の通関担当部門(以下この節において「通関担当部門」という。)に提出させるものとする。</p> <p><u>(コンテナ扱い申出後における予備的な輸出申告内容の訂正)</u></p> <p>3 - 5 この節3 - 2(コンテナ扱い申出)の規定によりコンテナ扱いを申し出た後、輸出申告までの間に予備的な輸出申告に係る内容を訂正する場合は、あらかじめ申出者から通関担当部門に対し訂正についての申し出を行わせた後、次により取り扱うものとする。ただし、輸出者コード、輸出者名及び申告官署コード等は訂正できないので、これらの事項を訂正する場合には、コンテナ扱いの適用を中止の上、再度申出をさせなければならない。</p> <p>(1) <u>コンテナ扱い申出変更事項の登録</u></p> <p>海上システムによりコンテナ扱い申出時の内容を呼び出して、訂正を必要とする事項について上書き入力することによりコンテナ扱い申出変更事項の登録を行わせるものとする。なお、通関業者が申出変更登録を行う場合には、あらかじめ通関士が訂正内容を審査の上、当該通関士の利用コード及びパスワードを入力して行わせなければならないので留意する。</p> <p>(2) <u>関係情報の出力</u></p> <p>上記(1)によりコンテナ扱い申出変更事項の登録が海上システムによる処理の結果、確認されたときは、申出者に訂正後の情報に基づく「コンテナ扱い申出変更控情報」が配信される。</p> <p>(3) <u>コンテナ扱い申出変更控等の提出</u></p> <p>上記(2)により「コンテナ扱い申出変更控情報」が配信された場合は、当該配信された情報のコンテナ扱い申出の訂正に係る添付書類等に、訂正後の輸出申告番号等を付記して、直ちに通関担当部門に提出させるものとする。</p> <p><u>(審査終了の登録)</u></p> <p>3 - 6 通関担当部門は、<u>予備的な輸出申告</u>の審査区分が書類審査扱い(区分2)となったものについて、輸出申告が行われる前に審査が終了した場合には、審査が終了したことを再確認した後、審査終了の登録を行うものとする。</p> <p><u>(検査の通知)</u></p> <p>3 - 7 <u>予備的な輸出申告がなされた貨物に対する検査の通知</u>は、この章第1節1 - 5(検査の指定)の規定に準じて行うものとする。</p> <p><u>(予備的な輸出申告に係る輸出申告)</u></p>

新旧対照表

新	旧
	<p><u>3 - 8 予備的な輸出申告の識別コードを入力していない場合は、この章第1節1 - 2（輸出申告）の規定に準じて行わせるものとする。</u> <u>なお、識別コードが「I」の場合は、倉主等の搬入確認が行われたときに輸出申告が行われる。</u> <u>（コンテナー扱いによる輸出申告時の添付書類等の提出）</u></p>
	<p><u>3 - 9 前項の規定により輸出申告を行ったときは、当該輸出申告に係る添付書類等に輸出申告番号等を付記して、この章第1節1 - 4（輸出申告時の添付書類の提出）の規定に準じて、これを通関担当部門に提出させるものとする。</u> <u>ただし、審査区分が書類審査扱い（区分2）又は検査扱い（区分3）となった輸出申告については、この節3 - 4（コンテナー扱い申出時の添付書類等の提出）又は3 - 5（コンテナ扱い申出後における予備的な輸出申告内容の訂正）の規定により添付書類等を既に提出した場合であって、当該提出後に訂正を行わなかった場合には、当該添付書類等の提出は要しないものとする。</u></p>
<p>第4節 本船・ふ中扱い承認申請（省略）</p> <p>第5節 積戻し申告（省略）</p> <p><u>第6節 予備審査制による申告</u></p> <p><u>（予備申告事項の登録）</u></p>	<p>第4節 本船・ふ中扱い承認申請（同左）</p> <p>第5節 積戻し申告（同左）</p> <p>（新設）</p>
<p><u>6 - 1 輸出申告又は積戻し申告（以下この節において「輸出申告等」という。）について、「予備審査制について」（平成12年3月31日蔵関第251号）に定める予備申告を行う者又はその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）が海上システムを使用して予備申告を行う場合は、当該予備申告に先立ち、この章第1節1 - 1（輸出申告事項の登録）の規定に準じて予備申告事項の登録を行わせるものとする。</u> <u>なお、他法令による許可、承認等が必要な場合であって、予備申告の時点ではこれが未取得のときには、他法令コード欄に当該必要とされる他法令コードを入力させるものとする。</u> <u>（予備申告）</u></p> <p><u>6 - 2 予備申告は、前項の規定により予備申告事項の登録を行った後に、所定の欄に輸出申告の予定日及び予備申告である旨の申告条件コード「T」又は「Z」（当該コードの選択は、下記（注）の「予備申告の申告条件コード区分」に従うものとする。）を入力の上、この章第1節1 - 2（輸出申告）の規定に準じて予備申告の登録をするこ</u></p>	

新旧対照表

新	旧
<p>とにより行わせるものとする。</p> <p><u>(注)「予備申告の申告条件コード区分」</u></p> <p>申告条件コード「T」は、予備申告後、貨物の搬入を確認した後に通関業者等が輸出申告等の入力を行う場合に選択するコード</p> <p>申告条件コード「Z」は、予備申告後、貨物が搬入されたとき（当該時刻が税関の執務時間外の場合は、翌開庁時間）に通関業者等が自動的に輸出申告等の処理が行われることを希望し、かつ、その時までに輸出申告等の要件が整う場合に選択するコード</p> <p><u>(予備申告の受理)</u></p> <p>6 - 3 予備申告が海上システムにより受理されたときには、通関業者等に予備申告である旨のコードが記録された「輸出予備申告控情報」又は「積戻し予備申告控情報」（以下この節においてこれらを「予備申告控情報」という。）が配信される。</p> <p><u>(審査区分)</u></p> <p>6 - 4 予備申告の審査区分は、簡易審査扱い（区分1）書類審査扱い（区分2）又は検査扱い（区分3）に区分される。</p> <p>なお、簡易審査扱い（区分1）の場合であっても、輸出申告等が行われる前なので、輸出許可又は積戻し許可は保留される。</p> <p><u>(予備申告時の添付書類等の提出)</u></p> <p>6 - 5 予備申告の審査区分が、書類審査扱い（区分2）又は検査扱い（区分3）となった場合は、予備審査を受けるため、当該予備申告に係る添付書類等に予備申告番号等を付記して、予備申告を行った税関官署の通関担当部門（以下この節において「通関担当部門」という。）に提出させる。</p> <p><u>(予備申告の訂正)</u></p> <p>6 - 6 予備申告の訂正は、通関業者等にこの章第1節1 - 6（輸出申告の訂正）の規定に準じて予備申告の変更登録をさせることにより、行わせるものとする。</p> <p>なお、予備申告を訂正したことにより通関業者等に「予備申告変更控情報」が配信されたときは、当該予備申告に係る添付書類等に、訂正後の予備申告番号等を付記して直ちに通関担当部門に提出させるものとする。</p> <p><u>(審査終了の登録)</u></p> <p>6 - 7 通関担当部門は、予備申告の審査区分が書類審査扱い（区分2）となったものについて、輸出申告等が行われる前に審査が終了した場合には、審査が終了したことを再確認した後、審査終了の登録を行うものとする。</p> <p><u>(検査の通知)</u></p> <p>6 - 8 予備申告がなされた貨物に対する検査の通知は、この章第1節1 - 5（検査の指定）の規定に準じて行うものとする。</p>	

新旧対照表

新	旧
<p><u>(輸出申告等)</u></p> <p><u>6 - 9 申告条件コードが「T」の予備申告に係る輸出申告等は、所定の欄に予備申告に係る輸出申告等である旨の申告条件コード「H」を入力の上、この章第1節1 - 2（輸出申告）の規定に準じて行わせるものとする。</u></p> <p><u>なお、申告条件コードが「Z」の予備申告に係る輸出申告等は、倉主等の搬入確認が行われたときに輸出申告等が行われる。</u></p> <p><u>(輸出申告時の添付書類等の提出)</u></p> <p><u>6 - 10 前項の規定により輸出申告等を行ったときは、当該輸出申告等に係る添付書類等に輸出申告番号等を付記して、この章第1節1 - 4（輸出申告時の添付書類等の提出）の規定に準じて、これを提出させるものとする。</u></p> <p><u>ただし、審査区分が書類審査扱い（区分2）又は検査扱い（区分3）となった輸出申告等については、この節6 - 5（予備申告時の添付書類等の提出）又は6 - 6（予備申告の訂正）の規定により添付書類等を既に提出した場合であって、当該提出後に予備申告等の訂正を行わなかった場合には、当該添付書類等の提出は要しないものとする。</u></p>	